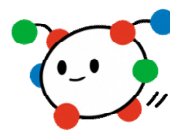




「南砺市ブラッシュアップ農業導入促進重点事業」のうち 『健全な土づくり推進事業補助金』の概要



南砺市農政課

趣旨



農業の持続的な維持、発展に向けた農業現場のブラッシュアップ（磨き上げ）を目的に、各農地に適した施肥とともに、化学肥料・農薬の低減を実現し、健全な土づくりを推進するため、土壌診断にかかる費用の一部を、予算の範囲内において助成します。

補助対象者

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織

ただし、市内に住所を有すること（法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所を市内に有すること）

補助金の額

土壌診断にかかる費用に2分の1を乗じて得た額以内（上限6千円／区画かつ上限30千円（各年度当たり最大5区画）／補助対象者）を交付します。

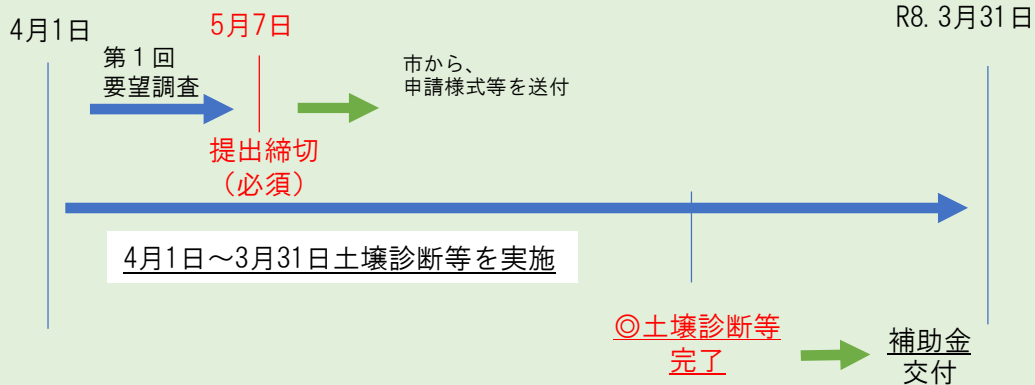
ただし、同一の補助対象者に対し年度当たり1回限りの交付とします。

補助金の交付要件

補助金の交付要件は、以下のとおりです。

- ・土壌診断を実施する農地は、市内の農地に限ります。
- ・土壌診断の内容は、水稻作の場合は可給態窒素又はpH（水素イオン指数）、畑作の場合はEC（電気伝導度）が分析診断されていることが必要です。

今後のスケジュール



◎土壌診断等が完了した段階で交付申請書提出（R8. 3. 31まで）

（添付資料）

- ・診断結果等の分かる書類
- ・領収書等の写し
- ・市税完納証明書

（税務課で発行。手数料300円がかかります。）

（法人化された組織等で納税の実績がある場合のみ）

[担当] 南砺市 農政課 農政係
〒939-1692 南砺市荒木1550番地
南砺市役所 別館 1階
TEL 0763-23-2016
FAX 0763-52-6348